

令和3年（2021年）10月22日

**第23回 新型コロナウイルス感染症対策本部（法定）会議
（書面開催）**

1 日時 令和3年（2021年）10月22日（金）

2 案件

（1）「基本的対策徹底期間における対応」に伴う対応について（付議）
（総合経営部・生活安全部）別紙1

（2）新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とした市施設の
キャンセルに伴う対応について（付議）
（総合経営部）別紙2

令和3年(2021年)10月22日
総合経営部
生活安全部

「基本的対策徹底期間における対応」に伴う対応について

東京都が、令和3年(2021年)10月24日(日)をもって「リバウンド防止措置期間」を終了し、10月25日(月)から11月30日(火)までを「基本的対策徹底期間」としたことに伴う本市の対応について、下記のとおり決定する。

記

1. 基本的な考え

- (1) 東京都の「基本的対策徹底期間における対応」に示される要請に速やかに対応する。
- (2) 東京都の「基本的対策徹底期間における対応」において、「要請」ではなく「協力依頼」についても、原則速やかに対応する。

※「基本的対策徹底期間における対応」の期間

令和3年(2021年)10月25日(月)から11月30日(火)まで

2. 公共施設の使用制限

(1) 一部使用制限がある施設

J:COM ホール八王子	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
学園都市センター	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
いちょうホール	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
南大沢文化会館	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
生涯学習センター (クリエイトホール)	○ホール:定員の1/2(大声無しは100%可)
戸吹湯ったり館	○利用時間 21時まで ※設備調整及び要員の勤務体制調整等が整い次第、11月19日(金)から通常営業を予定
子どもキャンプ場	○酒類の持込禁止

(2) 上記以外の施設は通常どおり(制限なし)

3. イベントの開催制限

市が主催するイベントの開催に当たっては、次に示す必要な感染防止策を行う。

(1) 人数上限・収容率

	施設の収容定員		
	5,000 人以下	5,000 人超～ 10,000 人以下	10,000 人超～
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の 半分まで可
大声あり	収容定員の半分まで可		

(大声なし)クラシック音楽、演劇等

(大声あり)ロックコンサート、スポーツイベント等

(2) 対策

- ①原則、マスクの常時着用を徹底する。
- ②入場時に検温と手指消毒を行う。(発熱者、有症状者の参加は断ることを開催前に周知しておく)
- ③大声を出さないことを徹底し、大声を出す市民には、個別に注意を行う。(スポーツイベントなどでは鳴り物を禁止)
- ④施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)は、こまめな消毒を行う。
- ⑤こまめな換気を行う。
- ⑥密集を回避する
- ⑦参加者の連絡先を把握する。

(3) 開催制限

令和3年(2021年)10月31日(日)から11月30日(火)まで

※10月25日(月)から10月30日(土)までの取扱いは、東京都におけるリバウンド防止措置期間の取扱いにより対応

4. 市民周知

市ホームページで周知する。

令和 3 年(2021 年)10 月 22 日
総 合 経 営 部

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とした 市施設のキャンセルに伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として、市施設の利用をキャンセルする場合は、使用料及び利用料金を還付している。「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた公共施設の利用休止及びイベント等の開催について(期間延長)」(令和 2 年(2020 年)4 月 2 日意思決定))

「東京都におけるリバウンド防止措置」の期間が令和 3 年(2021 年)10 月 24 日で満了することに伴い、市施設の利用キャンセル時の使用料及び利用料金の還付について、下記のとおり決定する。

記

1. 還付の廃止

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とした、市施設の利用キャンセル時の使用料及び利用料金の還付を廃止する。ただし、利用申請者及び関係者(イベント等の観客は除く)に、新型コロナウイルスの感染者若しくは濃厚接触者となった者が生じたため、感染拡大防止の観点から利用を取り止める場合はその限りではない。

2. 理由

「東京都におけるリバウンド防止措置」の期間満了に伴い、市施設の使用制限が解除されたため。

3. 期間

令和 3 年(2021 年)10 月 25 日(月)から

※施設の実情に応じて、周知のための猶予期間を設けることができることとする。

4. その他

(1)今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、東京都による市施設の利用制限を伴う措置(以下「東京都の措置」という。)が発出された場合は、その期間中において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由に、市施設の利用をキャンセルした場合は、使用料及び利用料金を還付する。

(2)上記(1)の「東京都の措置」の期間が満了した際は、還付を廃止する。(施設の実情に応じて、周知のための猶予期間を設けることができることとする。)